

兵庫県公報

令和5年3月22日 水曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園緑地課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

利用者の需要の変化に応じた公園施設の更新を図るため、兵庫県立播磨中央公園の野外ステージを撤去したことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第4号

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。

別表第3 有料公園施設の款野外ステージの項を削る。

別表第4 中3の部を削り、4の部を3の部とし、5の部から9の部までを4の部から8の部までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。